

第
4436
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 3月 5日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 養老保険を利用した租税回避事件

Q：満期保険金の一時所得の計算上、控除できる保険料の範囲を巡って争われていた事件について、最高裁の判決が出たようですが、どんな内容だったのですか？

A：会社が負担した保険料は一時所得の計算上、控除することはできないとしました。

【解説】

この事件は、法人が契約者となり、役員を被保険者、死亡保険金受取人を会社、満期保険金受取人を役員とする保険期間の短い養老保険に加入して、満期保険金を役員が受け取った場合のその役員の所得税の計算上、会社が負担した保険料の全額が、控除できるかどうかで争われた事件です。

会社の保険料の処理は、半分がその役員に対する貸付金、残りの半分は会社の保険料として損金算入していました。

最高裁では、一時所得に係る支出が、「その収入を得るために支出した金額」に該当するためには、それがその収入を得た個人において自ら負担して支出したものといえる場合でなければならないと解するのが相当であるとした上で、本件支払保険料のうち本件保険料経理部分は、所得税法にいう「その収入を得るために支出した金額」に当たるとはいえず、これを本件保険金に係る一時所得の金額の計算において控除することはできないものというべきであるとして、国側の処分を認める判決を行いました。

